⒀　契約後ＶＥ提案

①　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「ＶＥ提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

②　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

③　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⒁　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注者事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒂　その他　詳細については、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AIMOTO Hiroshi, Director General of Kinki Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the 2nd section of the Odai Waterway (Kozumi Right Bank Drainage Channel), Wakayamaheiya Agricultural Land Disaster Prevention Project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 7 November, 2024

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 10 December, 2024, in case of submission by document : 5 : 00 P.M., 10 December, 2024

⑹　Contact point for tender documentation : MURANAGA Tatsuya, Design Division, Rural Development Department, Kinki Regional Agricultural Administration Office, Chojiburocho Sagaru Shimochojamachi Nishinotoindori Kamigyoku Kyoto city Kyoto Prefecture 602―8054, Japan. TEL 075―451―9161 ex. 2519

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

令和６年10月23日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤　由美

◎調達機関番号　20　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　中央合同庁舎第６号館Ｂ棟リニューアル（Ｒ６）設計業務

⑶　業務内容　本業務は、以下の内容を行うものである。

・中央合同庁舎第６号館Ｂ棟における使用調整に伴う大規模リニューアル（改修対象面積約8,500㎡）の建築、電気設備、機械設備の基本設計及び実施設計等

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和８年３月27日まで

⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務においては、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月23日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から中央合同庁舎第６号館Ｂ棟リニューアル（Ｒ６）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）